

# 静岡県富士山保全協力金実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、第4回富士山世界文化遺産協議会において決定された、富士山の利用者負担制度に基づき実施する富士山保全協力金（以下「協力金」という。）について、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 協力金は、富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、富士山の登山者の安全対策その他の富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する事業に要する経費に充てることを目的とする。

## (対象者)

第3条 対象者は、富士山の登山道開通期間において、富士宮ルート、御殿場ルート、須走ルートの各五合目から先に立ち入る来訪者とする。

## (実施方法)

第4条 次のいずれかの方法により、協力金の申出を受け付ける。

- (1) 現地係員への申出
- (2) インターネットへの登録
- (3) コンビニエンスストアのマルチメディア端末への登録
- (4) 県への申出書の送付

2 次のいずれかの方法により、協力金を受納する。

- (1) 前項第1号により申出があった場合は、現金、クレジットカード決済又は電子マネー決済により受納する。
- (2) 前項第2号により申出があった場合は、クレジットカード決済、バーコード決済又は電子マネーにより受納する。
- (3) 前項第3号により申出があった場合は、現金、カード決済、バーコード決済又は電子マネーにより受納する。
- (4) 前項第4号により申出があった場合は、県発行の納付書による金融機関への振込みにより受納する。

## (金額)

第5条 協力金の額は、1人当たり1,000円を基本とする。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協力金の実施について必要な事項については、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月4日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年8月14日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和6年6月6日から施行する。